平成２５年１０月１１日

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（Ｈ２５春）の結果について

内閣官房　地域活性化統合事務局
内閣府　地域活性化推進室

本年２月の総合特別区域第３次指定までの全４４特区（国際７、地域３７）について、総合特別区域法（平成２３年法律第８１号）第１０条及び第３３条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成２５年度春協議に係る提案を受け付け、１８特区から提案のあった、規制の特例措置（７６提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

その協議の結果について取りまとめましたので、公表いたします。

１．協議の結果（概要）

（１）協議対象

８９項目（７６提案）

※優先提案（７６提案）には、提案内容により複数の省庁が関係するものや、結果が複数に分割されるものがあるため、協議結果の合計は８９項目となる。

（２）協議の経緯

平成２５年

２月１５日　第３次指定（地域活性化総合特区：５地域）

３月～　　実務者間による打合せ

（優先提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

４月～　書面協議実施（１回目）

６月～　書面協議実施（２回目）及び対面協議

（それまでの協議結果を踏まえ、再度の実務レベル打合せ及び事務レベル（管理職級）協議により対面で効率的に協議を実施）

８月　　協議終了

１０月　　総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

（３）協議結果（内閣府整理）

区分	法令改正等を措置 i	法令等の措置方針 ii	現行制度で対応可 iii	必要に応じ再協議 iv	自治体で再検討 v	実現見込立たず vi	合計
項目数	8	9	28	5	34	5	89
割合	9%	10%	31%	6%	38%	6%	100%

〇区分（内閣府フラグ）の考え方

ｉ）取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの

ⅱ）取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの

ⅲ）現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの

ⅳ）自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの

ｖ）一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの

ⅵ）国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

２．今後の予定

協議の結果、国と地方で合意に至った提案のうち法令等の改正が必要なものについては、各府省において改正に向けた検討・手続を進めていきます。その上で、事業実施に向けた計画（変更）認定等を行った上、取組を進めていくこととなります。

なお、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行うべきものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

今後、第４次指定地域を含め提案を受け付け、国と地方の協議（Ｈ２５秋）を開始します。

内閣官房地域活性化統合事務局
内閣府地域活性化推進室　　担当：岩﨑、山田、室町、
塩出、稲葉
〒100-0014
東京都千代田区永田町１－11－39 永田町合同庁舎６階

「国と地方の協議」の進め方（規制の特例措置）

指定自治体から規制の特例措置を提案
（優先的に実現すべき提案の選定）

← 提案者と事務局による提案内容の精査

＜担当者クラスによる打合せ＞

実務者レベルでの打合せ

書面協議（第1回）【89項目】

＜管理職クラスによる協議＞

対面協議 【17項目】

書面協議（第2回）【47項目】

総合特区推進本部の開催（協議結果のとりまとめ）

【内閣府整理】

ⅰ　取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの 【8項目】

主な提案事項	協議結果の概要
PMDA－WEST機能の整備 ＜関西イノベーション国際戦略総合特区＞	西日本における医薬品等研究開発の環境を整えるため、その受け皿となるPMDA－WEST調査・相談デスクを特区内に開設し、製薬企業、医療機器メーカー、研究機関等からの各種相談業務を行う。 【厚生労働省】 ※PMDA：独立行政法人医薬品医療機器総合機構（医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を実施）
特定保健指導の実施方法の拡充 ＜鳥取発次世代社会モデル創造特区＞	特定保健指導に係る取組について継続的な実施を促すため、対象者同士のSNSを利用した交流を特定保健指導のポイント対象とすることについて、省庁において実施に向け検討する。 【厚生労働省】
最先端介護機器の介護保険給付対象の拡充 ＜岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区＞	在宅生活での自立支援や家族の負担軽減、介護分野の産業の育成を図るため、介護保険給付の対象となっていない介護機器について、地域支援事業を活用して、福祉用具の貸与等が可能となるよう、制度の詳細を省庁・自治体で検討・調整する。 【厚生労働省】

ⅱ　取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 【9項目】

主な提案事項	協議結果の概要
在留資格「企業内転勤」の取得要件緩和 ＜アジアヘッドクォーター特区＞	外国企業が新たに日本法人や日本支店等を開設する際の、スムーズな法人設立を支援するため、地域協議会を構成する民間事業者が提供する施設を活用する場合に、都の関与が適正に行われることを条件として、在留資格「企業内転勤」を付与できるよう検討を進める。 【法務省・厚生労働省】 ※企業内転勤：日本に本店、支店その他の事業所のある外国の事業所の職員が、外国の事業所から日本にある事業所に期間を定めて転勤すること。
PET製剤を一層効率的に供給するための制度の構築 ＜京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区＞ ＜関西イノベーション国際戦略総合特区＞	医療機関の負担を軽減しつつ、個別の患者に合わせたPET製剤を適切に投与できるようにするため、製造業者から医療機関へ出荷する際の管理体制について、自治体及び関係省庁で検討を進める。 【厚生労働省】 ※PET製剤：放射性医薬品を患者の体内に投与し、薬が病気の患部に集まる様子を体外から撮影することにより、病気の状態を診断する検査に用いる製剤。

【内閣府整理】

ⅲ　現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの 【28項目】

主な提案事項	協議結果の概要
ヒト幹細胞を用いた先進医療の実施にかかる審査・承認の一括化の特例 ＜関西イノベーション国際戦略総合特区＞	先進医療技術審査部会における審査や承認が速やかに行われるよう、複数の医療機器や医薬品を併用した場合であっても審査や承認を一括実施するという提案に対し、省庁から、現在でも案件ごとに審査を行っており、医療機器や医薬品ごとの個別審査方式は採用していない旨が示された。 【厚生労働省】
電波法の利用できる周波数帯や利用場所の規制の緩和 ＜さがみロボット特区＞	災害救援等を行うロボットの開発のための実証実験を進めるにあたり、利用できる周波数帯の拡大や空中線電力の上限引き上げを行うという提案に対し、省庁からは、予め指定自治体から必要な情報提供（使用周波数）を受けた上で事前検討を行い、実験試験局による実証実験が可能になるよう省庁としても取り組むとの方針が示された。 【総務省】
工場立地にかかる公共空地の確保のための緑地規制の緩和 ＜ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区＞	企業が工場用地等の一部を行政に寄付し津波避難場所に位置づける場合、工場立地法に基づく緑地を別途確保する義務を不要とする提案については、省庁から、その寄付した土地が、実質的に工場敷地と一体の緑地と見なすことが可能である場合、緑地を別途確保する義務は無い旨が示された。 【経済産業省】

ⅳ　自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの【5項目】

主な提案事項	協議結果の概要
藻類大量培養実証用地に係る農地要件の特例措置 ＜つくば国際戦略総合特区＞	藻類の大量培養を行うために遮水シートを敷設した水田を農地として取り扱い、農地転用を不要とするという提案について、省庁から、水田として利用不可能となる形質変化をせずに利用再開できる状態が維持できれば農地転用を不要とするが、水田の形質変化等について個別に判断する必要があるという見解が示されたので、詳細について引き続き協議・検討を行うことになった。 【農林水産省】

v　一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの 【34項目】

主な提案事項	協議結果の概要
農用地区域の変更に関する要件の緩和 ＜ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区＞	土地基盤整備事業完了後8年を経過していない土地であっても、災害時の避難地としての協力協定等を締結した企業、又は津波ハザードマップに基づく浸水区域内の企業の移転に関する受け皿としての土地であれば、農用地区域内農地の除外を可能する提案について、省庁より土地利用の状況が大きく変化していない状況において、農業公共投資が行われて間もない土地であるにもかかわらず、他用途に供するため除外等することは不適当であるとの回答であった。自治体は、代替案も含めた提案実現の方法を検討し、必要に応じてH25年秋協議以降に改めて協議を行うこととなった。 【農林水産省】

vi　国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの 【5項目】

主な提案事項	協議結果の概要
酒類製造免許取得の特例 ＜中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区＞	ビール製造の免許を受けるための最低製造量基準について、60kℓの制限を6kℓまで緩和するという提案については、省庁より酒税保全上の観点より、採算が取れない事業所等による滞納・脱税を防ぐため、緩和は困難と回答があった。一方で指定自治体は、初期投資を抑え、採算の取れる事業を計画しており、少量のビール醸造でも利益確保が可能としている。省庁および自治体双方の見解に相違が認められることから、今後も協議を継続することとなった。 【財務省】